

高梁市妊活サポート事業 〔不妊治療費助成事業〕

令和4年4月から不妊治療が保険適用されたことに伴い、高梁市では、不妊治療のうち一般不妊治療を除く生殖補助医療(体外受精・顕微授精)を受けた人に対し、経済的な負担の軽減を図るため、新たに妊活サポート事業(不妊治療費助成事業)を実施します。

対象 ① 一般不妊治療を除く生殖補助医療で、保険適用となる治療を受けていること。

② 当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

③ 申請日において、申請者と配偶者(事実上婚姻関係も含む)が、共に市内に1年以上住所を有すること。

※その他要件あり。

助成内容 1回の治療に係る保険適用後の自己負担額から、高額療養費等を控除した2分の1の額。(助成額の上限10万円。千円未満の端数があるときは、端数は切り捨て)

助成回数 ① 治療初日の妻の年齢が40歳未満のとき：通算6回

② 治療初日の妻の年齢が40歳以上

43歳未満のとき：通算3回

※出産した場合や妊娠12週以降に死産に至った場合は、出産等までに受けていた助成回数を0にすることができません。

※旧制度である高梁市不妊治療助成事業での助成回数は通算されません。

申請方法や詳しい内容については市ウェブサイトをご覧ください。

☎健康づくり課

21・0267



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などを支援するため、給付金を給付します。

対象 次の①か②のいずれかに該当する世帯

① 住民税非課税世帯 令和4年9

月30日時点で市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯は対象外)

② 家計急変世帯 申請日時点で市に住民票があり、予期せず令和4年1月～12月の家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

支給額

1世帯あたり5万円(1世帯1回限りの給付で、対象条件の両方を重複しての受給はできません)

支給手続き

① 住民税非課税世帯 対象世帯には準備が整い次第、お知らせと確

認書を送付します。

② 家計急変世帯 給付金を受け取るためには申請が必要です。手続きについては準備が整い次第、市ウェブサイトなどでお知らせします。

その他

○ 配偶者からの暴力などを理由に住民票の異動ができない人は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

○ 緊急支援給付金を装った詐欺にご注意ください。市職員などが手数料の振り込みやATMエスティーエムの操作をお願いすることは絶対ありません。不審な電話や郵便が届いた場合は、警察や市役所にご連絡ください。

☎臨時給付金対策室

21・3666

制度に関する問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎ 0120・526・145(午前9時～午後8時)